



品 監 発 第 39 号  
平成 28 年 3 月 17 日

品川区長  
品川区議会議長  
品川区教育委員会  
品川区選挙管理委員会  
品川区監査委員

} 様

品川区監査委員 島 田 幸太郎  
同 井 上 奇 信  
同 鈴 木 真 澄  
同 いながわ 貴 之

### 平成 27 年度後期一般監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条の規定に基づき実施した一般監査の結果について、下記のとおり報告する。

#### 記

#### 第 1 定期監査（所管別監査）の実施

##### 1 実施期間

平成 27 年 9 月 29 日から平成 28 年 2 月 25 日まで

##### 2 対象部局（対象期間：平成 26 年度、平成 27 年度（監査実施日まで））

###### （1）地域振興部地域活動課

・地域センター5 カ所 (品川第一、品川第二、大崎第一、大崎第二、荏原第三)

###### （2）文化スポーツ振興部文化観光課

・文化センター1 カ所 (旗の台)

###### （3）子ども未来部子ども育成課

・児童センター3 カ所 (東大井、富士見台、ゆたか)  
・すまいるスクール9 カ所 (浅間台、第四日野、大井第一、伊藤、京陽、延山、大原、宮前、八潮学園)

###### （4）子ども未来部保育課

・幼保一体施設 1 カ所 (第一日野すこやか園 (第一日野幼稚園、西五反田第二保育園))  
・幼稚園 1 カ所 (伊藤)

###### （5）品川区清掃事務所

・品川庁舎

###### （6）教育委員会事務局

・品川図書館  
・小中一貫校 1 校 (八潮学園)

- ・ 小学校 8 校 (浅間台、第四日野、大井第一、伊藤、京陽、延山、大原、宮前)
- ・ 中学校 1 校 (大崎)

### 3 監査の主眼点

地方自治法第 199 条第 3 項の規定に基づき、各事務事業が同法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 15 項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうか特に意を用い、以下の観点の主眼として監査を行った。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 私費を含む現金の管理が適正に行われているか。
- (7) 従前の指摘事項が是正されているか。

### 4 監査内容

主な監査内容は、次のとおりである。

- (1) 地域センターにおいては、「品川区公金等の管理に関する取扱基準」（平成 20 年 1 月 28 日付会計管理者決定。以下「取扱基準」という。）に基づき、「地域センター地域事務預金現金等取扱い要領」（平成 20 年 4 月 1 日付区民生活事業部長決定。以下「取扱い要領」という。）を作成し、預金や現金等の適切な管理を期しているが、「取扱い要領」に則り、預金や現金、各種委託料および補助金等の管理が適切に行われているかを確認する。
- (2) 文化センター、児童センター、すまいるスクール、幼保一体施設および幼稚園については、「取扱基準」に則り収納金が適切に管理されているか、所管課ごとに作成されている私費等の管理手引書に則り現金が適切に管理されているかを確認する。
- (3) 品川区清掃事務所および品川図書館については、「取扱基準」に則り収納金が適切に管理されているかを確認する。
- (4) 小中一貫校、小学校および中学校においては、教育委員会は事務管理指導（いわゆる自主検査）を実施しているが、当該事務管理指導が適切に行われているかを確認する。

## 第 2 定期監査（所管別監査）の結果

### 《地域振興部地域活動課》

#### 1 地域センターが取り扱う預金および現金について

- (1) 地域センターが「地域事務」に関して取り扱う預金および現金については、「取扱い要領」に則り管理するとされているが、品川区町会連合会の現金出納簿について、概ね 3 カ月ごとに行う会計検査の際に、所長の捺印が漏れていた。

また、平成 27 年 4 月 28 日付で同連合会の預金口座に入金されているが、錯誤により預金通帳に記帳された金額とは異なった金額が現金出納簿に記帳されている。今後、適切な事務処理に努められたい。

(大崎第一地域センター)

《文化スポーツ振興部文化観光課》

1 私費会計について

- (1) 旗の台文化センター事業の私費会計については、「文化センターにおける私費会計処理について」に則り適切な会計処理を行うとされているが、銀行口座を開設せず現金で保管し、会計処理が行われている。今後、適切な事務処理に努められたい。  
(旗の台文化センター)

《子ども未来部子ども育成課》

1 私費会計について

- (1) 平成 27 年 12 月 24 日に実施するフラワーアレンジメント教室の参加費として徴収された 40,000 円が銀行口座を開設せず現金で保管されている。今後、適切な事務処理に努められたい。  
(すまいるスクール大井第一)

《子ども未来部保育課》

1 収入事務について

- (1) 現金出納簿について、延長夜間保育利用料の収納が記帳されていない。また、各月の月計、累計の額および日付等に誤りがある。現金管理において帳簿の正確性は必須である。帳簿への確実な記載を徹底されたい。  
(西五反田第二保育園)

《品川区清掃事務所》

1 契約事務について

- (1) 物品の購入について、「ごみ・資源の分け方・出し方」250,000 冊 (3,687,500 円) の印刷を発注する際に、原稿の確認を怠り、収集曜日を誤ったため、差替えページ用の印刷が 250,000 枚 (297,500 円) 発注されている。今後、適切な事務処理に努められたい。  
(品川区清掃事務所)

2 支出事務について

- (1) 平成 26 年 4 月 1 日付「リサイクルショップ管理業務委託」3,778,272 円について、支払に当たっては受託者から消防用設備の点検などの実施報告書の提出を受け適正に履行されたことを確認すべきところ、提出がないままに支払が行われている。適正な事務処理に努められたい。  
(品川区清掃事務所)

《教育委員会事務局》

1 契約事務について

- (1) 平成 11 年 1 月 18 日付総務部長通知によれば、「1 件予定価格 10 万円以上の随意契約については、2 者以上からの見積書を徴すること」とされているが、平成 27 年 2 月 28 日付「品川図書館 4 階事務室電話移設工事」189,864 円の工事請負契約については、特に合理的な理由が付されず 1 者の見積書により契約が締結されている。今後、当該通知に則り契約事務の適切な執行に努められたい。  
(品川図書館)

- (2) 平成 26 年 9 月 16 日付「図書 (県別マップル岩手県道路地図他)」97,524 円の物品購買契約および同年 10 月 1 日付「図書 (県別マップル岩手県道路地図他)」

109,412 円の物品購買契約について、近接した時期に同一内容の物品を同一業者に分割して発注している。計画的に一括契約を行うことにより事務の効率化に努められたい。  
(品川図書館)

- (3) 平成 11 年 1 月 18 日付総務部長通知によれば、「1 件予定価格 10 万円以上の随意契約については、2 者以上からの見積書を徴すること」とされているが、次のとおり、2 者のうちの 1 者の見積書記載の予定数量に誤りがあるため、適切な相見積もりとなっていない。今後、当該通知に則り契約事務の適切な執行に努められたい。

ア 平成 26 年 9 月 22 日付「農園用ポリシート外」198,275 円の物品購買契約

A 社見積書 野菜種 35 袋、B 社見積書 野菜種 38 袋

イ 平成 27 年 1 月 29 日付「農園用ポリシート外」100,490 円の物品購買契約

A 社見積書 野菜種 25 袋、B 社見積書 野菜種 30 袋

(浅間台小学校)

## 2 支出事務について

- (1) 現金出納簿について、平成 26 年 6 月 13 日に資金前渡を受けた自動車損害賠償責任保険料 40,040 円の記帳がされていない。現金管理において帳簿の正確性は必須である。帳簿への確実な記載を徹底されたい。  
(品川図書館)

- (2) 平成 26 年 5 月 19 日付「便所修繕」74,520 円について、「契約・検査事務取扱要領」によれば、「検査員と立会員は兼ねることができない」とされているが、請書の検査員と立会員の欄に同一人の印が押されている。同要領に則り適切な事務処理に努められたい。  
(延山小学校)

## 3 給与事務について

- (1) 住居手当の支給について、住居の賃貸借契約書の写しに記載された契約期間が満了しているが、新たな賃貸借契約書の写し等が提出されないまま、住居手当が支給されている。改めて手当の支給要件を確認し、支給するよう努められたい。  
(延山小学校)

## 4 現金の管理について

- (1) 業者への教材費の支払のため、平成 26 年 7 月 29 日に口座から現金 40,623 円を引き出しているが、実際の支払は同年 9 月 18 日に行われている。支払までの間、再度口座に入金するなど適切な現金管理について努められたい。  
(大原小学校)

## 5 毒物劇物管理について

- (1) 毒物劇物について、次のとおり適切に管理されていない事例が見受けられる。毒物劇物の管理について万全を期すよう改善を図られたい。  
ア 水銀が、ゴム製のラップで蓋をしたビーカーに保管され、かつ、「水銀」であることを示すラベル表示がされていない。

(八潮学園)

- イ 容器に「劇物」との記載がされていないものや記載が見えづらいものがある。  
(京陽小学校)
- ウ 毒物劇物の管理について、硝酸銀および塩酸の毒物劇物管理簿に受入年月日  
および管理者名が記入されていない。  
(大崎中学校)

《各施設共通》

1 指定消耗品の管理について

- (1) 経年により黄色く変色した 50 円往復はがき 217 枚が品川図書館で保管されている。郵便局で手数料を支払い 52 円往復はがきに交換するなどの活用方法を検討されたい。

また、50 円はがきが品川第一地域センターで 252 枚、50 円往復はがきが品川第二地域センターで 96 枚、90 円切手が旗の台文化センターで 41 枚、2 円切手が八潮学園で 170 枚保管されている。電子メールの利用などにより年間で 0 枚から数枚しか使用されていないことから、切手やはがきなど指定消耗品についても事務連絡に活用が見込まれる職場に流通する仕組みができないか検討されたい。

### 第3 工事監査の実施

#### 1 実施期間

平成 27 年 9 月 29 日から平成 28 年 2 月 25 日まで

#### 2 対象工事

(仮称)平塚橋会館跡高齢者福祉施設および区営住宅等複合施設新築工事

#### 3 監査の主眼点

- (1) 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- (2) 施工が契約内容に則して日程どおりに行われているか。
- (3) 契約および仕様書が規程に則して作成されているか。
- (4) 仕様が設置目的に適合し、かつ経済合理的なものとなっているか。
- (5) 設計および施工に瑕疵はないか。
- (6) 検査は厳正に行われているか。

#### 4 監査の実施方法

書類審査と現場調査を実施し、専門技術的事項については公益社団法人日本技術士会に調査を依頼した。

### 第4 工事監査の結果

#### 1 監査対象の概要

計 画 場 所：品川区西中延 1 - 2 - 8

経 緯：昭和 41 年に建設された平塚橋会館(区営住宅・シルバーセンター・区民集会所)の老朽化による建替えに伴い、耐震性およびバリアフリー化を確保するとともに、区営住宅と新たに特別養護老人ホーム、高齢者多世代交流支援施設を整備した。

工 事 概 要：主 要 用 途：特別養護老人ホーム・高齢者多世代交流支援施設・  
区営住宅

構 造 種 別：鉄骨造

規 模：地上 9 階(地下:設備室、設備水槽)

敷 地 面 積：2748.98 m<sup>2</sup>

建 築 面 積：1900.73 m<sup>2</sup>

延 床 面 積：8913.96 m<sup>2</sup>

工 事 経 費：別表 1 のとおり

<別表1>

単位：円（税込み）

種 別		契約金額	工 期
委託	（仮称）平塚橋会館跡高齢者福祉施設および区営住宅等複合施設基本設計業務委託	33,789,000	H24. 8. 27 ～H25. 3. 29
	（仮称）平塚橋会館跡高齢者福祉施設および区営住宅等複合施設実施設計業務委託	74,098,500	H25. 4. 18 ～H26. 3. 31
	平塚橋会館・シルバーセンター・西中延区営住宅解体工事監理業務委託	2,625,000	H25. 10. 2 ～H26. 3. 31
	（仮称）平塚橋会館跡高齢者福祉施設および区営住宅等複合施設新築工事監理業務委託	40,500,000	H26. 10. 29 ～H28. 5. 31
	（仮称）平塚橋会館跡高齢者福祉施設および区営住宅等施設建設に伴う電波障害対策委託	8,499,600	H27. 5. 15 ～H27. 7. 31
工事	平塚橋会館・シルバーセンター・西中延区営住宅解体工事	116,067,000	H25. 9. 24 ～H26. 3. 31
	（仮称）平塚橋会館跡高齢者福祉施設および区営住宅等複合施設新築工事	3,061,800,000	H26. 10. 29 ～H28. 5. 31
	（仮称）平塚橋会館跡高齢者福祉施設および区営住宅等複合施設新築空気調和設備工事	410,400,000	H26. 10. 29 ～H28. 5. 31
	（仮称）平塚橋会館跡高齢者福祉施設および区営住宅等複合施設新築給排水衛生設備工事	462,780,000	H26. 10. 29 ～H28. 5. 31
	（仮称）平塚橋会館跡高齢者福祉施設および区営住宅等複合施設新築電気設備工事	581,040,000	H26. 10. 29 ～H28. 5. 31
合 計		4,791,599,100	

※工事・委託とも最終契約金額である。

## 2 監査の結果

計画、設計、積算、契約、施工等はいずれも適切な内容となっている。特に、本工事では、立地等で制約がある中で、次のような工夫をこらし、的確な対応がなされ高く評価すべきと考える。

### (1) 計画について

本工事は、指定管理者として施設の運営に応募する事業者が、自ら設計事務所を調達し、施設設計案を提示するプロポーザル方式を採用している。

指定管理者が決定した後、区が設計事業者に随意契約で設計業務を委託発注するもので、5者が公募に応じ提案を行っている。

設計事務所から基本計画の提案を受け、入札を行った後に、改めて指定管理者を選定する方式と比べ、本プロポーザルでは

ア プランニング（基本計画・基本設計）の段階で、高齢者介護に豊富な経験とノウハウを有する社会福祉法人の考えを取り入れることができる。

イ プランニングから竣工までの期間が短縮されることになり、公設民営という運営形式に即した効率的な工程管理が期待できる。

本プロポーザル方式のメリットを今後の施設整備にいかすこととされたい。

### (2) 設計について

本工事では、建設敷地は前面が補助 26 号線に面しているが、その他の三周は幅員が約 5 メートルの狭い区道で不整形な形状となっている。

また、容積率の法定制限が 276.82%と制約がある中で、特別養護老人ホーム、高齢者多世代交流支援施設、区営住宅と三つの機能を効果的に発揮させるため、次のような設計上の工夫がみられる。

ア 光庭を設けることで、採光を取り入れ、施設全体に明るい雰囲気を提供されている。すべて個室タイプであり、車いす対応トイレがおおむね 2 室に一カ所整備されることで、居住者の利便と居室数の確保が両立されている。

イ 多世代交流との点では、子育て世代や地域が利用できるレクリエーション室やコミュニティ室が配置されるとともに、震災時等では二次避難所、福祉避難所として機能するよう要配慮者を対象とした設計がされている。

### (3) 積算・契約について

本工事の予定価格を算定する時期が建設物価（資機材・人件費）の高騰する時期に重なったこともあり、建築工事の落札率が 100%、電気設備工事が 99%、空調設備工事および給排水衛生設備工事がそれぞれ 98%となっている。

2020 年東京オリンピック・パラリンピックを控え、引き続き、建設物価の動向に注視し、適正な建設費用となるよう様々な手法について調査検討を行われたい。

### (4) 施工について

本工事では、町会長会議、整備計画説明会、工事説明会等を 6 回開催するほか、パブリックコメントを実施し 19 件の意見が寄せられている。

また、地域からの要望に応じ、工事中の建設重機による騒音・振動に対し丁寧に対応するなど、きめ細かな工程管理が行われている。

今後の住宅街での施設整備において本工事の経験がいかされるよう努められたい。

### (5) 施設のあり方について

ア 本工事でのプロポーザルは指定管理者のノウハウをいかすことを主眼としたものであるが、区との十分な話し合いがされ、オストメイトを当初 1 階に一カ所としていたものを全フロアに設置するなどの工夫がされている。

介護サービスの向上や介護従事者の負担軽減を図るため、引き続き、区と指定管理者が相互に協力し、プランニング段階から取り込まれるよう努められたい。

イ 高齢者多世代交流支援施設については、「(仮)ゆうゆうプラザまつり」や「子育て交流サロン」「子ども・若者応援フリースペース」などの開催が予定されている。

今後とも区内各課と連携を図り、ラウンジ、キッズコーナー、ウッドデッキとつながる交流スペースを活用するなど、世代間の交流が促進されるよう事業展開に努められたい。